

身体的拘束等の最小化に関する基本方針

患者さんの尊厳を守り、身体的拘束に頼らない医療・ケアを目指して

当院は、身体的拘束を原則として行いません。患者さん又は他の患者さん等の生命・身体を守るため、緊急やむを得ない場合に限り、3 要件をすべて満たすことを確認したうえで、必要最小限の範囲・期間で実施します。

1. 基本的な考え方

身体的拘束は、患者さんの自由な行動を制限し、身体機能の低下、皮膚障害、精神的苦痛、認知機能への影響などを招くおそれがあります。当院は患者さんの尊厳と主体性を尊重し、環境調整、見守り、ケア方法や用具の工夫など、身体的拘束によらない方法を優先します。

2. 身体的拘束等に該当する主な行為

身体を固定する用具等を使用し、患者さんの動きや行動を制限する行為をいいます。名称や目的だけで判断せず、患者さんが自分の意思で自由に動けるかどうかを踏まえて判断します。

- ひも・抑制帯・車椅子ベルト等で体幹や四肢を固定する
- ミトン型手袋等により手指の動きを制限する
- ベッド柵で囲むなど、自分でベッドから降りられない状態にする
- 点滴・経管栄養・カテーテル等を抜かないよう身体を制限する
- つなぎ服等を使用し、衣服を自分で脱ぐことを制限する

3. 緊急やむを得ない場合の 3 要件

身体的拘束を行う場合は、次の 3 要件をすべて満たす必要があります。

切迫性	非代替性	一時性
患者さん本人又は他の患者さん等の生命・身体が危険にさらされる可能性が著しく高い	身体的拘束以外に、代わる安全な方法がない	必要な期間に限った一時的なものである

4. 実施を検討する場合の手続き

段階	当院の対応
代替方法を検討	見守り、環境調整、痛み・不安・排泄等への対応、用具やケア方法の工夫を検討します。
必要性を評価	患者さんの状態と 3 要件を医師・看護職員等で検討し、必要性和方法を確認します。
説明・記録	理由、方法、部位、期間、予想される影響などを患者さん・ご家族へ説明し、記録します。 緊急時は速やかに説明します。
観察・再評価	身体・精神状態を観察し、必要性、方法、時間を繰り返し見直します。
早期解除	3 要件を満たさなくなった時点で、速やかに中止・解除します。

5. 観察・評価と解除に向けた取組

- ・ 開始後 24 時間は、定められた経過観察表を用いて状態を確認します。
- ・ 日々の観察と評価を行い、必要性や方法に変化がないか確認します。
- ・ 週 1 回のカンファレンスで、継続・軽減・解除について多職種で検討します。
- ・ 複数の方法を使用している場合は、それぞれについて必要性を評価します。
- ・ 身体的拘束を開始した時点から解除を念頭に置き、可能なものから軽減します。

6. 院内体制と職員教育

当院では、医師・看護職員等で構成する身体的拘束最小化チームを設置し、実施状況、継続・解除の判断、代替方法及び院内の課題を確認します。

- ・ 身体的拘束最小化チームが必要に応じて病棟ラウンドを行い、実施方法や記録の状況を確認するとともに、解除に向けた具体的な検討を行います。
- ・ 入院患者さんに関わる職員を対象に、身体的拘束最小化と代替方法に関する研修を行います。
- ・ 身体的拘束最小化チームは実施状況を定期的に把握し、改善策を院内へ周知します。

7. 患者さん・ご家族への説明

やむを得ず身体的拘束を行う場合は、必要な理由、具体的な方法、実施する時間・期間、身体的拘束に伴う影響と予防的なケア、解除に向けた方針を説明します。ご本人・ご家族から希望があった場合でも、必要性を評価し、最小限の方法と期間で実施します。

8. ご相談・ご意見への対応

身体的拘束の必要性や方法について疑問や不安がある場合は、受付または病棟職員へお申し出ください。患者さんの状態を確認し、担当医・看護職員等と連携して説明・対応します。



ご相談窓口 受付または病棟職員 電話 06-6712-1023

2026 年 7 月改定